

今後のスケジュール等について

時 期	項 目
1 月末までを目途	パブリックコメント、市町村意見聴取
2 月末までを目途	更なる実態調査、指導要綱等の策定、条例案議会提出
4 月～	旅館業法・住宅宿泊事業法の担当を観光局に移し、奈良市をはじめ市町村とも連携する実効的な新指導監督体制(ヘッドクォーター)を構築

※ 住宅宿泊事業法では、外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保（第5条）、周辺地域の生活環境への悪影響防止に関し必要な事項の説明（第9条）、苦情等への対応（第10条）、都道府県知事への定期報告（第14条）等、旅館業法にはない規定が盛り込まれたことを踏まえ、旅館業に関連する法令の見直しも検討し、必要な条例改正は6月議会に提出を検討。